

## 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の主な論点

### 1. 報告義務の対象となる事業者及び排出活動

改正地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 第 1 項において、「事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(特定排出者)」は毎年度、原則として、事業所ごとに温室効果ガスの排出量を国に報告することが義務付けられている。

特定排出者の裾切りの考え方については、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> とその他の温室効果ガスについてそれぞれ以下のとおりとする方向で検討中。

- ・ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については、省エネルギー法のエネルギー管理指定工場を設置する者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客事業者及び特定航空輸送事業者を当該制度の対象とする。
- ・ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、メタン、N<sub>2</sub>O、代替フロン等 3 ガス(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>))については、省エネルギー法とのバランスから、それぞれ 3,000 トン CO<sub>2</sub> に相当する温室効果ガスを排出する者を当該算定・報告・公表制度の対象とする。

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスについては、排出量による裾切りの他、事業者の事業規模等の観点からも「特定排出者」の具体的内容の在り方について検討する必要がある。

### 2. 報告義務の対象となる温室効果ガスの算定方法

「1 .」により報告義務の対象とされたものについては、特定排出者が第 21 条の 2 第 2 項の「政令で定める方法」に基づいて「温室効果ガス算定排出量」を算定することとなる。

よって、温室効果ガス算定排出量の算定方法について、現行の地球温暖化対策推進法施行令第 3 条等を参考にしつつ定める必要がある。

【参 考】

( 温室効果ガス算定排出量の報告 )

第二十一条の二 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所(事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でないと認められる特定排出者として主務省令で定めるもの)にあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十一条の六第二項第二号において同じ。)ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。

2 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。